**消防計画**

１　目的

　　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　この計画は、　　　　　に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

３　管理権原者

　　管理権原者は、最終的に防火管理責任があることをこの計画の中で明確にし、次の業務を行う。

⑴　管理権原者は、　　　　の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

⑵　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。

⑶　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えるものとする。

⑷　管理権原者は、火災予防上の自主検査、消防用設備等の法定点検、立入検査等において発見された不備事項のうち、権原の範囲にあるものは速やかに改善しなければならない。また、不備事項のうち、その権原が他の関係者にあるものについては、その権原を有する関係者に連絡し、改修を依頼するものとする。

４　防火管理者

　　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

　⑴　消防計画の作成（変更）

　⑵　自衛消防の組織の編成と任務分担

　⑶　火災予防上の自主点検の実施と維持管理

　⑷　消防用設備等の法定点検･整備の立会い及び防火対象物の法定点検の立会い

　⑸　防火、避難施設の維持管理

　⑹　収容人員の適正管理

　⑺　全従業員に対する防災教育の実施

　⑻　消火、通報及び避難の訓練その他防火上必要な訓練の定期的な実施

　⑼　消防機関への連絡等

　⑽　管理権原者への提案や報告

　⑾　放火防止対策の推進

　⑿　地震その他の災害に関する諸対策

　⒀　改築工事など工事中の安全対策の樹立

　⒁　その他

５　自衛消防の組織の編成及び任務等

　⑴　災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を組織する。

　⑵　自衛消防隊（夜間･休日含む）の組織及び任務分担は、表１のとおりとする。

６　火災予防上の自主点検

　　次の点について定期に確認を行い、不備があれば必要な措置を講じること。

　⑴　火気使用設備及びその周辺の整理清掃と維持管理

　⑵　通路、出入口の物品の有無

　⑶　防火設備の閉鎖障害となる物品の有無･･･⑴～⑶は表２により毎日確認

　⑷　建物外観の異状（亀裂等）の有無･･･表３により毎月確認

　⑸　消防用設備等の配置状況や外観上の破損の有無･･･表４により毎週確認

７　火災予防上の遵守事項

　⑴　避難口、階段及び避難通路等には避難障害となる物品を置かないこと。

　⑵　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

　⑶　喫煙は、指定した場所で行うこと。

　⑷　火気使用設備器具は、使用前使用後に必ず点検し、安全を確認すること。また、器具の周囲は、常に整理整頓すること。

　⑸　建物の内装等、防火上の構造を独自の判断で変更しないこと。変更を計画する場合は、消防法又は建築基準法に違反とならないかどうかを事前に相談すること。

８　放火防止対策

　⑴　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

　⑵　倉庫、書庫等は施錠をする。

　⑶　終業時は、全ての窓を施錠すること。

９　収容人員の管理

　　防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員を収容しないよう従業員に徹底すること。

１０　消防用設備等の法定点検

　　⑴　消防用設備等の法定点検を、点検業者に委託して、下表により実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備等の名称 | 機器点検 | 総合点検 |
|  | 月・　　月 | 月 |
|  | 月・　　月 | 月 |
|  | 月・　　月 | 月 |
|  | 月・　　月 | 月 |

　　⑵　点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

　　⑶　点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に保管する。

１１　地震対策

　　　地震時の災害の発生を予防するため、次のことを行うこととする。

　　⑴　建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）に倒壊、転倒、落下の防止措置。

　　⑵　火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査。

　⑶　危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

１２　災害発生時の対応について

　　⑴　火災時の対応

　　　ア　火災発生を知った者は、その旨を直ちに建物内にいる者に知らせるとともに、最寄りの消火器等を用いて初期消火活動を実施する。

　　　イ　火災発生の連絡を受けた者は、初期消火に協力するほか、火災発生現場を確認した者のうち１名は１１９番通報を行う。

　　　ウ　現場にいる者は、避難誘導を行う。

　　⑵　地震等、火災以外の災害時の対応

　　　ア　地震発生時は揺れが収まった後ガス及び電源を遮断し、負傷者の有無を確認すること。

　　　イ　負傷者がいる場合、救護活動を行うとともに、必要に応じ消防へ通報すること。

　　　ウ　地震により火災が発生した場合は１２⑴に準じて活動すること。

１３　消防機関への連絡及び報告

　　　防火管理者又は防火管理者から指示を受けた者は次の場合、消防機関との窓口となり連絡又は報告を行わなければならない。

⑴　消防訓練の実施計画報告

⑵　消防から立入検査の事前連絡があった場合の立入検査当日の立会い。

⑶　増改築や用途変更を計画するとき。

１４　防火管理業務の一部委託

　　⑴　防火対象物全体についての防火管理業務の一部を　　　　に委託する。

　　⑵　受託者が行う防火管理業務の範囲は　　　　　　　　とする。

　　⑶　受託者が行う防火管理業務の方法は　　　　　　　　　　とする。

　　⑷　委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者及び統括防火管理者の指示又は命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

１５　防災教育及び訓練

　　　防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。なお、防災教育及び訓練には、次のことを含む内容とすること。

⑴　南海トラフ地震に係る防災訓練を実施すること。

⑵　南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために

必要な教育及び広報をすること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 実　施　予　定 | | 備　　考 |
| 基 礎 訓 練  部 分 訓 練 | 消 火 訓 練 | 月 | 月 |  |
| 通 報 訓 練 | 月 | 月 |
| 避 難 訓 練 | 月 | 月 |
| 総 合 訓 練 | | 月 | 月 |
| 震 災 訓 練 | | 月 | |

　※避難経路図を添付すること。

　　　　附　則

　　この計画は、　　年　　月　　日から施行する。

　表１

　１．自衛消防隊組織図

　管理権原者（　　　　）　　　防火管理者（　　　　）　　　消　火　係（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通報連絡係（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導係（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　）

　２．夜間・休日の自衛消防隊組織図

　※防火管理業務の委託状況（有・無）

　（有）の場合

　　　名　称（　　　　　　　　　）　住　所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（無）の場合

　　管理権原者（　　　　）　　　防火管理者（　　　　）　　　 消　火　係（　 　 　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 通報連絡係（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 避難誘導係（　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（　　　　）

任務分担表

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者 | 任務分担 |
| 管理権原者 | 自衛消防隊を統括し、防火管理者に指示する。 |
| 防火管理者 | 各係を指揮統括し、状況の把握をする。 |
| 消火係 | 消火器等を活用した消火活動をする。 |
| 通報連絡係 | 消防機関への通報及び所定への連絡をする。 |
| 避難誘導係 | 避難誘導及び避難状況の確認をする。 |

**自主点検チェック表**

　表２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実施日　　月　日　実施者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | | | 確認結果 |
| 避　難　施　設 | ⑴避難通路 | ①　避難通路の幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる物品等を置いていないか。 |  |
| ⑵ 階　段 | ①　階段室に物品が置かれていないか。 |  |
| ⑶避難口 | ①　扉の開放方向に避難上の支障はないか。 |  |
| ②　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 |  |
| ③　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴厨房設備 | ①　可燃物からの保有距離は適正か。 |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ③　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ⑵ストーブ | ①　自動消火装置は適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | 電気器具 | ①　コードに亀裂、老化、損傷はないか。 |  |
| ②　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ③　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 建物の外周部  及び敷地内 | | ①　ダンボール等の可燃物を放置していないか。 |  |
| ②　倉庫、車庫等は施錠しているか。 |  |
| その他 | |  |  |

（備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）○･･･良好　　×･･･不備欠陥

**自主点検チェック表**

　表３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実施日　月　日　実施者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | | 確認結果 |
| 建 物 構 造 | ⑴　柱・はり・壁・床  　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑵　天井  　　仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。 |  |
| ⑶　窓枠・サッシ・ガラス  　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれがある腐食、ゆるみ等著しい変形等がないか。 |  |
| ⑷　外壁・ひさし・パラペット  　　タイルやモルタル等の仕上材に、はく落や落下のおそれのあるひび割れ、浮き上がり等が生じていないか。 |  |

（備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）○･･･良好　　×･･･不備欠陥

**自主点検チェック表**

表４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実施日　月　日　実施者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備 | 確認箇所 | 確認結果 |
| 消火器 | ⑴　設置場所に置いてあるか。  ⑵　外観等に変形、損傷、腐食等はないか。  ⑶　安全栓は外れていないか。 |  |
| 屋内消火栓設備  パッケージ型消火設備 | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。  ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。  ⑶　ホース、ノズルは確実に接続され、変形又は損傷はないか。 |  |
| スプリンクラー設備 | ⑴　散水の障害はないか。（例：物品の集積など）  ⑵　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| 水噴霧消火設備 | ⑴　散水の障害はないか。  ⑵　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式） | ⑴　泡の分布を妨げるものはないか。  ⑵　泡のヘッドにつまり及び変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備  ハロゲン化物消火設備  粉末消火設備 | ⑴　手動式起動装置の見やすい箇所に各種設備の表示を設けているか。  ⑵　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれ等はないか。  ⑶　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備 | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。  ⑵　ホース、ノズルに変形及び損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備 | ⑴　使用の障害となるものはないか。  ⑵　変形、損傷、ボルトの緩み等はないか。 |  |
| 自動火災報知設備  ガス漏れ火災警報設備 | ⑴　表示灯は点灯しているか。  ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止になっていないか。  ⑶　感知器の破損、変形、脱落等はないか。 |  |
| 漏電火災警報器 | ⑴　受信機の外形に変形、損傷等がなく、ホコリ等が固着していないか。 |  |
| 非常ベル | ⑴　表示灯は点灯しているか。  ⑵　操作上障害となる物がないか。  ⑶　破損、変形、損傷、腐食等はないか。 |  |
| 放送設備 | ⑴　試験的に放送設備により、放送ができるか。 |  |
| 避難器具 | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。  ⑵　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。  ⑶　標識に変形、脱落、汚損はないか。 |  |
| 誘導灯 | ⑴　視認障害はないか。  ⑵　不点灯及びちらつき等はないか。 |  |
| その他の設備 |  |  |

（備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）○･･･良好　　×･･･不備欠陥